

おもてなし

商工会議所って どんなところ？

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。商工会議所は、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願のもとに活動しています。

宮津商工会議所ってこんな活動をしています

◆あなたの意見を世論に反映

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、行政庁等を動かすことも可能です。

◆講習会・各種検定試験の開催

簿記検定試験をはじめ各種検定試験は、働く人たちの資質・技能の向上に資するとともに各職域での事務能率の向上と企業経営の合理化に貢献するなど社会的にも高い評価を受けてあります。

また、学会や業界の権威者を招いて、政治・経済の情勢、法律、労務、品質管理などの講演・講習会を開いています。

◆商業活性化・まちづくり事業への支援

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、近隣商工会・関係団体などと連携を取りながら情報収集するなどの支援はもちろんのこと、各地区のまちづくり事業に対して支援しています。

◆天橋立世界遺産登録に向けた取り組み

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを京都府他関係市町、また住民と一緒にになって推進しています。

◆産業ビジョンへの取り組み

地域商工業の活性化に繋がるよう、土産物開発を支援するなど産業ビジョンの推進に取り組んでいます。

商工会議所が行っているいろいろな相談

あなたのお店・工場の経営全般について、当所窓口、また企業を巡回してのご相談に応じます。

●経営相談

生産、販売についての相談や専門家による店舗診断、工場診断などを実行っています。

●金融相談

資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資の斡旋を行っています。

●税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営を推進していくだけるように記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

●労務相談

従業員の賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係のことについて知りたいとき、適切なアドバイスをいたします。

●各種共済

中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

●取引相談

販売先や仕入先を拡張したり、下請けの斡旋を受けたいときなどにご利用ください。

あなたも宮津商工会議所の会員になりませんか!!

宮津商工会議所は昭和30年に設立され、現在約750名の事業所の方にご加入いただいております。

以前の会員は商工業者が中心でしたが、現在では商工会議所の定款の改正により、医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にも会員に加わっていただけるようになっております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会くださいますよう案内いたします。

また、会員事業所の方で、お知り合いの事業所でまだ商工会議所にご加入いただいてない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】

宮津商工会議所 0772-22-5131 まで

小規模企業共済制度のご案内



当制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、宮津商工会議所は委託団体の一つとして取り扱っております。小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、「経営者の退職金制度」といえるものです。

◆制度の特色

1. 掛金は全額所得控除

毎月の掛金は1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べ、加入後に増・減額でき（減額は一定の要件が必要）、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。又、掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得額から控除できます（1年以内の前納掛金も同様に控除できます）。

2. 加入資格

- ・製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社の役員
- ・商業（卸売業・小売業）又はサービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合及び農事組合法人の役員
- ・常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人の士業法人の社員
- ・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

*共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

3. 共済金の受取り

- ・共済金の受取りは、一括受取り、分割受取り、又は『一括受取りと分割受取り』の併用が選択できます。（分割受取りの場合は死亡によるものを除く）
- ・共済金は税法上、一括受取り共済金については退職所得、分割受取り共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。
- ・共済金の受取りは、共済事由等によって受取り額が変わります。

本制度のお問合せ・お申込は当所（電話22-5131）までご連絡ください。

商工会議所が運営する 退職金制度をご存知ですか？

宮津商工会議所では、昭和49年4月から『特定退職金共済』の運営を行っております。退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。是非ご検討いただきご加入くださいますようお願い申し上げます。

〔特定退職金共済のメリット〕

- ・退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ・この制度は、所得税法施行令第73条に定める『特定退職金共済制度』として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金又は必要経費に計上できます。

（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

- ・「建設業経営事項審査」の加点評価項目の対象です。

〔掛 金〕

- ・従業員一人につき、月額1口1,000円で最高30口まで加入できます。
- ・お申出により30口を限度として加入口数を増加することができます。
- ・掛金は全額事業主負担です。

〔ご加入時の注意点〕

事業主、役員（使用者兼務役員は除く）もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。

〔支払い方法〕 退職金は、直接、従業員本人口座へ振込みとなります。

〔加入・増口時期〕 2月と8月の年2回となります。

〔お問い合わせ〕 宮津商工会議所 TEL0772-22-5131



平成25年分 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年の申告期間は所得税が3月17日(月)、消費税が3月31日(月)までとなっています。

納税協会宮津市支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施いたしますのでご利用ください。

尚、例年、宮津商工会議所で実施しております個別相談は、会場が『みやづ歴史の館』に変更され、税理士、宮津税務署・宮津市役所担当職員の方々により実施されます。

【所得税地区別個別相談会】

日 時	場 所	相 談 員
2月24日(月) 9時30分～15時	府中地区公民館	当所経営支援員
2月25日(火) 9時30分～15時	栗田地区公民館	当所経営支援員
2月26日(水) 9時30分～正午	吉津地区公民館	当所経営支援員

【納税協会個人部会宮津分会会員対象個別相談会】(予約制)

日 時	場 所	相 談 員
所得税 3月 6日(木) 9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員
消費税 3月24日(月) 9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員

※お電話でお申し込みください。(☎22-5131)

ご相談に来られる際、必ずお持ちください

◇所得税相談の方◇

- * 平成24年分の申告書・決算書の控え
- * 帳簿類
- * 添付書類（国民年金・生命保険・損害保険等の証明書、年金・給与の源泉徴収票など）
- * 印鑑

◇消費税相談の方◇

- * 平成24年分の消費税確定申告書・付表・所得税決算書の控え
- * 平成25年分の所得税決算書の控え
- * 帳簿類（本則課税の方）
- * 印鑑

○平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

◆復興特別所得税の創設

・平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得額（配当控除など所得額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得額）に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

◆給与所得控除の改正

・給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされました。

◆給与所得者の特定支出控除の改正

・特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等で65万円を限度）が追加されました（勤務先によって証明されたものに限ります。）。

・特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）（平成24年分以前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

* その他の改正点については、国税庁のホームページをご覧いただくか、税務署へお尋ねください。

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大され、受取金額が5万円未満のものについては非課税とされることとなりました。

※注① 印紙税の納付の必要が無い文書に誤って収入印紙を貼った場合には、所轄税務署長に過誤納となつた文書の原本を提示し、事実確認を受ける事により印紙税の還付を受けることができます。

※注② 税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、課税されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp をご覧ください。

転嫁対策特別措置法は、 中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な転嫁を サポートする法律です

消費税率については、平成26年4月に8%へ引き上げられることが予定されておりますが、依然として厳しい経済状況に置かれている中小・小規模事業者にとって、消費税を円滑かつ適正に価格転嫁することは、これまで以上に重要な課題となっております。

今回の消費税率引き上げに際し、円滑かつ適正な転嫁ができるように、新しく「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が成立しました。

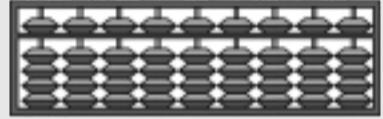
☆5つのポイント

- ①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）が禁止されます！
 - ②消費税に関連するような形での安売り宣言や広告を行うことが禁止されます！
 - ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます！
 - ④中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められます！
 - ⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うことになります
- ※その他、消費税率等に関する経過措置に注意しましょう！

*宮津商工会議所では、「消費税転嫁対策相談窓口」を開設しておりますのでご利用ください。



そろばんの効用って ご存知ですか!?



そろばん教育は、子供達のさまざまな能力を向上させます。科学的な分析でも、次の能力アップに驚異的な効果をあげると言われています。

1 注意深く観察する力

ミスが許されないトレーニングを繰り返していると、集中力と同時に、数字を注意深く読みとる能力が高まり、洞察の原点となる力を養うことができます。

2 イメージやヒラメキの力

ある研究発表で、有段者の珠算式暗算は右脳を使用していることが判りました。問題解決・発明などのヒラメキは右脳から発生すると言われており、問題解決の思考回路を最短距離で結ぶ脳の力が開発されます。

3 記憶する力

暗算には、珠算式暗算（右脳使用）と算数式暗算（左脳使用）があります。珠算式暗算は右脳で処理した答えのパターン記憶を行います。このトレーニングは直観像として長く記憶にとどまる力を身につけることができます。

4 集中する力

そろばんの検定試験は制限時間に規定問題数を正確に処理し、正解しなければなりません。「指先は外に出た脳」と言われるように、そろばんの指先トレーニングによって集中する力を育てる 것입니다。

その他、情報を処理する力や速く聴き・速く読む力も育てると言られています。さらに詳しく知りたい方は、日本珠算連盟（公式サイト <http://www.shuzan.jp/>）をご覧ください。

◆◆◆宮津商工会議所の珠算検定試験◆◆◆
現在、年3回（6月、10月、2月）実施しております。

平成25年度 空き店舗対策事業 出店事業所紹介



今年度、当所事業である「空き店舗対策事業」を活用し、宮津市内にて開業された店舗を紹介させていただきます。

*空き店舗対策事業：宮津市内の空き店舗の有効活用、活性化を目的に行っております。



◆DDY-hair 宮津市字鶴賀2065-2
TEL.0772-21-1039
<http://www.ddy-hair.com/>
平成25年12月3日 オープン